



産業医制度に係る省令改正について

近年、過労死対策、メンタルヘルス対策、疾病・障害がある等、労働者の健康確保対策は重要性を増してきています。その結果、産業医に求められる役割等が変化し、対応すべき業務が増加していることから、産業医制度にかかる省令が改正されます。今回のあおぞらレターはその改正内容についてお知らせ致します。

● 産業医の選任義務について

- 常時50人以上の労働者を使用する事業場 ⇒ 1人は選任する必要あり

ただし、労働者の人数や業務により、複数選任や、専属などの必要あり

- 常時50人未満の労働者を使用する事業場 ⇒ 産業医の選任義務はなし

ただし、必要な医学に関する知識を有する医師等に、労働者の健康管理等の全部、または一部を行わせるように努めなければならない。

● 改正のポイント（平成29年6月1日施行）



1. 産業医の定期巡視の頻度の見直し

- 現行：労働者の健康障害防止のための必要な措置を講ずるため、少なくとも毎月1回実施

⇒ 新 産業医に、事業者から毎月1回以上の下記の情報※が提供される場合で、事業者の同意がある場合には、少なくとも2月に1回の実施とすることが可能



- ※（1）衛生管理者が、少なくとも毎週1回行う作業場等の巡視の結果
- （2）（1）のほか、衛生委員会等を経て事業者が産業医に提供することとしたもの
- ※例えば、労働安全衛生法に基づき、既に医師が面接指導している以外の労働者で健康への配慮が必要な者の氏名及びその労働時間数、労働者の休業状況等、事業場の実情に応じて定める情報

2. 健康診断の結果に基づく医師等からの意見聴取に必要な情報の医師等への提供

- 事業者は、各種健康診断の有所見者について、医師等が就業上の措置等に関する意見具申を行う上で、必要となる労働者の業務に関する情報を、当該医師等から求められたときは、これを提供しなければならない。

⇒ 着実な実施を図るために新たに義務化

3. 長時間労働者に関する情報の産業医への提供

- 事業者は毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合にその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報を速やかに産業医に提供しなければならないものとする。

⇒ 申出に基づく医師による面接指導とは別に、新たに義務化

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277